

## 中小も60時間超割増

### 残業抑制うまくいくか?

厚生労働省によると、中小企業でも月60時間を超える時間外労働を行った場合に割増賃金率50%を適用することを、平成25年9月より検討を開始しています。

### 労使協調が課題

現行の改正労働基準法は平成22年4月1日に施行されました。月60時間を超える時間外労働を行った場合、超えた時間については通常労働時間賃金に対して50%以上の率を掛けた額を支払わなければならないと定められています。

ただし、平成22年の施行時点では中小企業への猶予がなされており、一部の大手企業や猶予適用された場合、超えた時間について通常労働時間賃金に引き上げを行ったのみに留まりました。平成26年4月時点(原数値)の就業者数は6338万人です。そのうち4790万人が499人以下の規模の事業所(ここで言う中小企業)で就業しています。就業者数全体の3分の2以上を占め、割増賃金率引き上げの適用外となっています。

中小企業に関しては、施行後3年が経過した時点で動向調査を行い、その後の措置を決定するとされていたため今回の検討に入りました。検討には一般企業からの労働者側・使用者側に分かれた委員会が発足し、実態の



より勤務体系が楽で、賃金の高い職種への応募が増えているようで、募集・採用活動は大変シビアなものになってきています。



また、他国と比べても割増賃金率は低い。過重労働による精神疾患や事故の防止等労働者保護の観点から、残業時間賃金の調整や抑制はもろろんのこと有給休暇取得率の低さから改善すべきである」という意見が出ています。

一方、使用者側からは「割増賃金率引き上げは中小企業の経営に与える影響が大きく、適用除外にすべき。これまでの法制度や慣行によるため他国と水準が違うのは当然である」という意見が出ています。

割増賃金率が引き上げられた企業でも残業時間が必ずしも減っているわけではありません。前述のように、有給休暇の取得や労働者の疾病予防等、様々な観点から、中小企業でも働きやすい労働条件を整える法の整備が望まれます。

### メディア掲載

当社のメディア・外部サイト・採用情報等の掲載情報をご紹介致します。

【さがみはら商工会議所会報5月号】  
【かながわ経済新聞5月号】当社社長、吉田英

### 編集後記

今月も「創喜」をご覧いただきありがとうございます。6月も半ばを過ぎ、雨の多い季節となり、雨の多い時期というものは、外出が億劫になる、という方が多いと思います。

その結果が、小売・サービス業では特に顕著に売上として出ているようです。そのため、前年の結果や気象庁の予報を参考に、梅雨対策を立てることもあるようです。

さて、梅雨を過ぎれば本格的な夏がやってきます。

### 新規顧客へ派遣開始

当社は今年度より新規顧客の開拓として、テレフォンマーケティングやダイレクトメール送付に積極的に取り組んでおります。3月頃よりいくつかの企業様から引き合いを頂き、5月から新たに人員を派遣させて頂いております。

新規でお取引を開始した企業様は、昼夜交替での3勤2休のシフト制や夜勤がメインになる週がある等、昼夜問わず稼働している所が多くあります。

### 引き続き良い人材を

たり、お取引先様のご対応にも大変恵まれております。今後も頑張っております。

派遣開始から1カ月が経過し、営業担当が様子を伺ったところ、「自ら覚える・学ぶ姿勢で大変真面目に働いてくれているし、周りの作業員にも馴染んでよく頑張ってくれている」と、作業員が教えることに一生懸命な

より勤務体系が楽で、賃金の高い職種への応募が増えているようで、募集・採用活動は大変シビアなものになってきています。

製造業では服装での調整が難しい場合も多くあると思います。こまめな休息、十分な水分補給、汗を大量にかいた場合は休憩時間に着替える等の対策を取りましょう。

当社でも各事業所・派遣先への熱中症対策を随時行つております。作業中の十分な水分補給も、無理や我慢をせず適宜行うよう呼びかけています。

また、体調不良が出た場合の対応等の確認を行い、万全の暑さ対策をしておきたいですね。

株式会社 **MI** **ミヨシ・ロジスティックス**

# 移り変わる時代の中で お客様のニーズに応える

<http://miyoshi-log.co.jp>

株式会社ミヨシ・ロジスティックス  
〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 2129-4  
TEL. 042-779-6619 FAX. 042-779-9594

第二工場  
〒252-0254 神奈川県相模原市中央区下九沢 1157-3  
TEL 042-775-7550 FAX 042-775-7551